

大阪大学接合科学研究所研究所間連携戦略室出島コンソーシアム規程

(設置)

第1条 大阪大学接合科学研究所研究所間連携戦略室（以下「連携戦略室」という。）に「出島コンソーシアム」（以下「本コンソーシアム」という。）を置く。

(趣旨)

第2条 この規程は、本コンソーシアムに関し、必要な事項を定めるものとする。

(目的)

第3条 大阪大学接合科学研究所（以下、「本研究所」という。）、東北大学金属材料研究所、東京工業大学フロンティア材料研究所、名古屋大学未来材料・システム研究所、東京医科歯科大学生体材料工学研究所、早稲田大学ナノ・ライフ創新研究機構（以下、これらの大学を「6大学」、これらの研究所・機構を「6大学6研究所」という。）が連携し、文部科学省運営費交付金概算要求教育研究組織改革分（組織整備）により予算措置された事業「マテリアル革新力強化のための6大学6研究所間連携体制の構築（コア出島・マルチ出島）」を実施するために本研究所に設置した連携戦略室に本コンソーシアムを置くことにより、6大学6研究所間の学際的連携研究を社会実装に繋げるための産学連携活動を発展・強化するとともに、産学連携活動の一環として実施するセミナー等の教育機会を通じて、次世代を担う人材（若手教員・研究者、学生）の育成に寄与することを目的とする。

(活動)

第4条 本コンソーシアムは、前条の目的を達成するため、次の各号に掲げる活動を行う。

- (1) セミナー、講演会、勉強会等の企画・実施
- (2) 産学連携に向けた会員間の情報交換の場の提供
- (3) 人材育成に関する活動
- (4) 本コンソーシアムの活動・成果に関する情報発信
- (5) その他、本コンソーシアムの目的達成に向けた活動

(会員)

第5条 本コンソーシアムの会員種別は、次に掲げる3種とする。

- (1) 企業会員 本コンソーシアムの目的に賛同して入会した民間企業に所属する個人
- (2) 学術会員 本コンソーシアムの目的に賛同して入会した6大学に所属する教員・研究者、6大学6研究所が共同利用・共同研究等で受け入れた教員・研究者
- (3) 学生会員 本コンソーシアムの目的に賛同して入会した6大学に所属する学生

(入会)

第6条 本コンソーシアムに入会しようとする者は、所定の入会申込書を提出しなければならない。

(入会金・会費)

第7条 本コンソーシアムの入会金及び会費は無料とする。

(退会)

第8条 本コンソーシアムから退会しようとする者は、その旨の書面をもって本コンソーシアムに届け出なければならない。

(実行委員会)

第9条 本コンソーシアムの企画・運営に関する事項及び第6条の入会申込の承認可否について審議するため、実行委員会（以下「委員会」という。）を置く。

2 委員会は、次の各号に掲げる委員をもって組織する。

(1) 6大学6研究所から選出された専任の教員（6大学6研究所の所長・機構長が選任）

(2) 連携戦略室の専任教員

(3) その他、委員会が必要と認めた者

3 委員は、本研究所の所長が委嘱する。

4 委員の任期は、2年とし、再任を妨げない。ただし、欠員が生じた場合の後任の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(委員長)

第10条 委員会に委員長を置き、委員のうちから互選する。

2 委員長は、委員会を招集し、その議長となる。ただし、委員長に支障があるときは、あらかじめ委員長が指名した委員が議長となる。

(会長)

第11条 本コンソーシアムに会長を置き、前条で定めた委員長が兼務する。

(事務)

第12条 本コンソーシアムに関する事務は、連携戦略室で行う。

(個人情報の取り扱い)

第13条 本コンソーシアムに提供された個人情報は、連携戦略室で管理し、本コンソーシアムの活動以外には使用せず、第三者に提供しない。

(雑則)

第14条 この規程に定めるもののほか、本コンソーシアムに関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この規程は、令和5年6月22日から施行する。